

第5章 介護保険事業

第1節 介護保険制度の適切な運営

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けることを目指し、いつまでも自立した生活を送れるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度です。創設から24年が経過し、制度が始まった平成12年度には約1万人であった要介護認定者は、高齢化の進行とともに令和5年度には3万6千人を超え、高齢者やその家族の生活を支える基幹的な制度として定着しています。

区は、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年を見据え、地域包括ケアシステムの確立を着実に進めています。介護サービスに係る給付費は、令和4年度は約564億円に上り、平成12年度の約4.7倍となっています。また、要介護認定率は年齢が上がるにつれ上昇し、特に80歳以上になるとその傾向は顕著であり、一人当たりの給付費も急増することから、今後は、団塊の世代が80歳以上となる令和12年以降を見据えて、給付と負担のバランスを図りながら、制度の持続可能性を確保していく必要があります。

介護給付については、応能負担、制度間の公平性や均衡等を踏まえた制度改正に適切に対応していきます。また、利用者が必要とする介護サービスの適切な提供を促し、不適切なサービス利用の防止を図るなど、介護給付の適正化に取り組みます。介護保険料については、低所得者に配慮しつつ負担能力に応じた保険料額を設定するとともに、着実な収納に努め、制度の安定性を高めます。

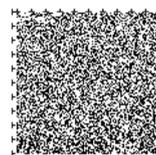
また、国が整備するガバメントクラウドを活用した介護保険システム標準化への対応や、ICTを活用した認定審査会の実施などにより、業務の効率化を進めます。

介護サービスは高齢者の生活を支えるために必要不可欠なものです。新たな感染症の感染拡大期においても、事業運営を継続できるよう介護サービス事業者への支援を必要に応じて実施します。

介護保険制度を通じて、更なる高齢化や様々な社会環境の変化の中にあっても、高齢者が自己決定に基づいて、必要なサービスを受けられ、住み慣れた場所で安心して生活できる社会を目指します。

(1) 区長の附属機関の設置

適正かつ公正な制度運営を確保するため、介護保険法、練馬区介護保険条例等に基づき、区長の附属機関としての会議体を設置しています。区民（被保険者）、医療関係者、介護事業者、学識経験者等により構成するそれぞれの機関において、区の施策・事業の進捗状況等を点検し、改善に向けた審議を行います。



①介護保険運営協議会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置しています。

②地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置しています。

③地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置しています。委員は、地域包括支援センター運営協議会委員と兼任しています。

④介護認定審査会

要介護認定の審査・判定を行うために設置しています。委員は、保健・医療または福祉に関する学識経験者で、各合議体の定数は4人、合議体数は50となっています。

※令和6年7月に「地域包括支援センター運営協議会」と「地域密着型サービス運営委員会」を統合した「地域包括ケア推進協議会」を設置します。現在の所掌事項に生活支援体制整備事業に関する事項を加えます。

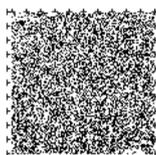
(2) 要介護認定の迅速化

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定の申請者数も増える見込みです。介護保険法は、申請から要介護認定までの処理期間を原則30日以内と定めていますが、申請者数の増加により、この処理期間は全国的に長期化しています。認定の遅れは、介護サービスを必要とする方にも介護事業者にも影響を与えます。区は、法定の30日以内に認定できるよう様々な取組を進めています。

要介護認定に必要な認定調査については、専任の区職員による調査や居宅介護支援事業者の介護支援専門員等への委託による調査を実施しつつ、認定調査を実施する指定市町村事務受託法人を新たに誘致するなど、調査件数の増加に対応しています。

介護認定審査会においては、一定の要件に該当する要介護認定の審査・判定を簡素化し、業務の効率化を進めています。また、Web会議システムを活用して、審査会資料をセキュリティに配慮したクラウド上で委員とデータ共有することにより、印刷や郵送等にかかる時間を削減し、処理期間の短縮を目指します。

今後、これらの取組を継続するとともに、現在は目視にて行っている認定調査票の点検作業へのAIの活用や調査用端末の配備など、申請から要介護認定までの処理期間を短縮するための検討を進めていきます。



(3) 介護給付適正化の推進

介護保険の給付適正化とは、介護給付を必要とする高齢者を適切に要介護・要支援認定し、受給者が真に必要なサービスを過不足なく事業者が提供するよう促すことです。適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、制度を持続可能なものとしていきます。

国は、事業を効果的・効率的に実施するため、介護給付適正化の主要5事業を3事業に再編しました。

【国における事業の再編】

・要介護認定の適正化	⇒	継続
・ケアプラン点検	⇒	継続
・住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与の調査	⇒	ケアプラン点検に統合
・縦覧点検・医療情報との突合	⇒	継続
・介護給付費通知	⇒	実施は任意

区は、東京都と連携しながら、つぎの給付適正化事業に取り組めます。なお、これまで実施していた「給付実績の活用」および「介護給付費通知」については、令和6年度は引き続き取り組めますが、効果的・効率的な事業実施の観点から今後の方向性を検討します。

①要介護認定の適正化

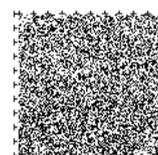
ア. 取組目標

全国一律の基準に基づいた要介護認定となるよう、認定調査と認定審査の平準化を更に進めます。

イ. 実施内容

全自治体の認定までのプロセスやその結果をまとめた業務分析データを活用して、区の要介護認定の現状を把握し、要介護認定の判定に影響が出やすい項目や、全国平均との差が生じている項目について情報を共有し、審査・判定の平準化を図ります。

また、調査票の個別点検や経験のある区調査員による同行研修を実施し、区内居宅介護支援事業者等の調査員の育成を図ります。



②ケアプラン点検

ア. 取組目標

ケアプラン点検を通して、自立支援に資するケアマネジメントの考え方について、区と共有できるよう、介護支援専門員を支援します。

イ. 実施内容

- ・居宅介護支援事業所への運営指導時に年間 80 件程度、高齢者向け住宅入居者の介護支援専門員に年間 15 件程度、面談形式にて実施します。
- ・地域の主任介護支援専門員および地域包括支援センターの協力による東京都ガイドラインを活用した点検を年間 27 件、面談形式にて実施します。
- ・福祉用具および住宅改修の必要性について、リハビリテーション専門職の協力により、ケアプランの書面点検と訪問調査を組み合わせて実施します。

③縦覧点検・医療情報との突合

ア. 取組目標

介護事業者による請求の誤りを早期に発見し、適切な処置を働きかけることにより、適正な報酬請求を促進します。

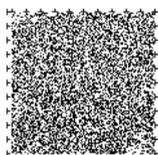
イ. 実施内容

国民健康保険団体連合会に委託して点検を実施するほか、同会から提供される帳票について、効果が高いと見込まれる帳票を中心に、毎月点検を実施します。点検の結果、請求誤りの可能性が高い事業者には確認を行うとともに、介護報酬の算定方法について正しい理解を促し、事業の普及啓発を図ります。

(4) 介護保険業務におけるデジタル・ガバメント

①介護保険システムの標準化

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の施行により、介護保険に係る業務システムは令和7年度末までに、国が定める標準仕様書に基づくシステムに移行することとされています。区は、令和8年1月に新システムに移行するための準備を進めています。



②介護情報基盤の整備

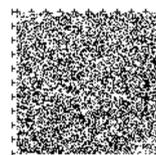
医療保険分野では、健康保険証をマイナンバーカードと一体化することとしており、介護保険分野においても、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、介護保険被保険者証をマイナンバーカードと一体化するとともに、保険者（区）、被保険者（介護サービス利用者）、介護事業者、医療機関等が、介護サービス利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することとされています。現在、共有する情報の具体的な範囲は国において検討中ですが、区は国の動向を注視しながら対応していきます。

③介護ワンストップサービス

国は、国民の利便性の向上を図る観点から、介護保険に関する行政手続のワンストップ化を推進することとし、区はつぎの手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン申請を可能としています。

【介護ワンストップサービスの対象手続】

- ア 要介護・要支援認定の申請
- イ 居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ウ 負担割合証の再交付申請
- エ 被保険者証の再交付申請
- オ 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- カ 介護保険負担限度額認定申請
- キ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ク 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- ケ 住所移転後の要介護・要支援認定の申請
- コ 資格取得・異動・喪失届
- サ 住所地特例の適用・変更・終了届



④電子申請の推進

区は、令和5年3月に策定した「取組体制強化プラン」に基づき、アナログからデジタルへの業務改革を進め、申請手続の電子化に取り組んでいます。介護保険に関する業務については、電子申請を令和6年度中に導入し、区民および介護事業者の利便性を向上していきます。

⑤介護現場のDX化の促進

介護事業者が事業者間で情報をやり取りする場合に、FAXや郵便を利用している現状があります。このような業務については、ICTを活用することによって介護従事者の負担を軽減することが可能となり、介護現場におけるケアの質の向上につながるものと考えます。

区は、国や東京都等と連携して、介護現場のDX化を促進していきます。

(5) 介護サービスの質の向上

①介護現場の安全性・リスクマネジメント（事故防止）

介護サービス事業者は、過失の有無に関わらず、介護サービス提供中に、利用者等の転倒等による事故が発生した場合、事故報告書を区に提出します。事故の再発防止には、原因を究明し、現場の介護職員等との情報共有が必要です。

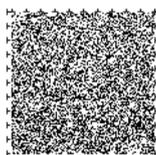
②BCP（感染症・災害対策）に基づく訓練の実施等

介護サービス事業者には、令和6年度から感染症および災害対策にかかる業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。策定後においても、訓練の実施や計画の見直し等、介護サービス事業者に対して必要な支援を行っていきます。

③介護サービス事業者の財務状況の公表

介護保険制度は、利用者による介護サービス事業者の選択を通じて、サービスの質の向上が期待されています。介護サービス情報公表制度は、介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となっています。

令和6年度から、介護サービス事業者の経営状況を詳細に把握・分析できるよう、国がデータベースを整備し、「介護サービス情報公表システム」にて公表します。



④福祉サービス第三者評価制度の普及促進

第三者評価は、第三者である評価機関が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、介護サービス事業者の経営やマネジメント力などを評価するものです。評価結果を利用者等に公表することによって、サービスの質の向上に向けた介護サービス事業者の取組を促し、利用者本位の福祉の実現を目指します。

区は、区内の介護サービス事業者に対して、積極的かつ継続的に活用するよう周知していきます。

(6) リハビリテーション提供体制の構築

①地域リハビリテーションの推進

地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等に、リハビリテーション専門職等の関与を促進する必要があります。

区は、練馬区医師会等の関係団体と連携の上、医療機関や介護サービス事業所等の協力を得て、リハビリテーション専門職を安定的に派遣できる体制を構築しています。

②生活を支える介護サービス等の基盤の整備

介護保険制度におけるリハビリテーションを提供するサービスである、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院のリハビリテーションに関する加算の取得状況を指標とし、当該指標の動向や状況等を踏まえて、リハビリテーション提供体制を更に充実していきます。



(7) 介護保険料の収納確保

介護保険サービスの費用は保険料と公費で50%ずつ賄われます。保険料で賄う50%のうち、第8期計画では、第1号被保険者（65歳以上の方）は23%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）は27%を負担する仕組みです。

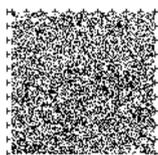
第1号被保険者の保険料の額は、3年度を単位として保険者である区が条例で定め、賦課・収納しています。納め方について、年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から差し引かれます（特別徴収）。それ以外の方は、納付書または口座振替による納付となります（普通徴収）。なお、口座振替については、令和4年度からWebサイト上での申込みを可能とするシステムを導入しています。

介護保険料は介護保険財政を支える重要な財源であるとともに、介護保険料を滞納すると、その方に対する保険給付に一定の制限措置がとられることも踏まえ、納付案内センターによる納付勧奨を実施するなど、的確な収納対策を行っていきます。

■年度別保険料収納状況（決算値）

（単位：円）

賦課	徴収区分	令和3年度			令和4年度		
		調定額 A	収納額 B	収納率 B/A	調定額 A	収納額 B	収納率 B/A
現年度分	特別徴収	10,823,256,720	10,823,256,720	100.0%	10,817,596,350	10,817,596,350	100.0%
	普通徴収	1,829,397,220	1,657,016,880	90.6%	1,942,361,420	1,764,344,435	90.8%
	計	12,652,653,940	12,480,273,600	98.6%	12,759,957,770	12,581,940,785	98.6%
滞納繰越分		363,463,330	71,426,450	19.7%	325,909,780	67,594,972	20.7%



第2節 第8期計画の実績

(1) 介護サービスの基盤整備状況

① 居宅サービス

令和5年度末時点の区内に所在する居宅サービス事業者数は 872 事業者となっており、令和2年度末の 827 事業者と比較すると、全体的に増加しています。

■区内に所在する居宅サービス事業者数（各年度末）

（単位：所）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	196	194	189
介護予防支援	25	25	27
訪問介護	210	213	208
訪問入浴介護	8	8	8
訪問看護	88	93	96
訪問リハビリテーション	15	16	17
通所介護（デイサービス）	84	82	83
通所リハビリテーション	20	20	20
短期入所生活介護	39	42	42
短期入所療養介護	14	14	14
特定施設入所者生活介護	77	81	83
福祉用具貸与	39	40	41
特定福祉用具販売	44	43	44
合計	859	871	872

※令和5年度は見込み値です。

② 施設サービス

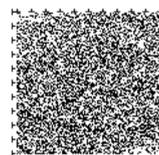
第8期計画期間中に、「介護老人福祉施設」5施設（定員403人分）が開設しました。また、開設済みの施設において定員113人分の増床がありました。

■区内に所在する介護保険施設の整備状況（各年度末）

（単位：所、人）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護老人福祉施設	34	2,428	37	2,761	37	2,761
介護老人保健施設	14	1,316	14	1,316	14	1,316
介護療養型医療施設	1	10	1	10	1	10
合計	49	3,754	52	4,087	52	4,087

※令和5年度は見込み値です。



③地域密着型サービス

第8期計画期間中に、「看護小規模多機能型居宅介護」4施設（定員112人分）、「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」4施設（定員81人分）が開設しました。

■区内に所在する地域密着型サービス事業者数（各年度末）

（単位：所）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13	15	15
夜間対応型訪問介護	2	2	2
地域密着型通所介護	111	110	107
認知症対応型通所介護	11	11	11
小規模多機能型居宅介護	16	15	15
看護小規模多機能型居宅介護	6	8	8
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	37	39	39
合計	196	200	197

※令和5年度は見込み値です。

（2）第1号被保険者数の計画値と実績値の比較

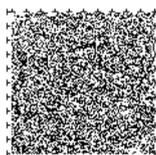
第8期計画期間の第1号被保険者数は、ほぼ計画値のとおりでした。

■第1号被保険者数の計画値と実績値の比較

（単位：人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	計画値	162,494	163,014	163,554
	実績値	162,922	163,118	163,638
	計画比	100.3%	100.1%	100.1%
前期高齢者 （65歳以上75歳未満）	計画値	74,255	72,165	70,299
	実績値	74,293	72,087	70,158
	計画比	100.1%	99.9%	99.8%
後期高齢者 （75歳以上）	計画値	88,239	90,849	93,255
	実績値	88,629	91,031	93,480
	計画比	100.4%	100.2%	100.2%

※第8期計画における計画値（各年10月1日時点）と実績値（各年9月末時点）を比較しています。



(3) 要介護認定者数の計画値と実績値の比較

新型コロナウイルス感染症の感染拡大初期の令和2年3月から5月にかけて、新規申請の件数が減少した影響もあり、第8期計画期間の認定者数の実績が計画値を下回りました。なお、現在の新規申請件数は例年並みに推移しています。

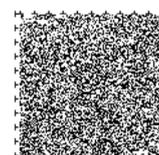
■要介護認定者数の計画値と実績値の比較

(単位：人)

要支援・要介護区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	計画値	4,680	4,771	4,840
	実績値	4,656	4,894	5,073
	計画比	99.5%	102.6%	104.8%
要支援2	計画値	4,366	4,453	4,518
	実績値	4,283	4,303	4,301
	計画比	98.1%	96.6%	95.2%
要介護1	計画値	6,593	6,746	6,862
	実績値	6,836	7,102	7,033
	計画比	103.7%	105.3%	102.5%
要介護2	計画値	7,555	7,738	7,894
	実績値	7,305	7,190	6,910
	計画比	96.7%	92.9%	87.5%
要介護3	計画値	5,105	5,241	5,357
	実績値	5,056	4,981	4,999
	計画比	99.0%	95.0%	93.3%
要介護4	計画値	4,518	4,652	4,769
	実績値	4,584	4,667	4,852
	計画比	101.5%	100.3%	101.7%
要介護5	計画値	3,604	3,700	3,783
	実績値	3,487	3,512	3,602
	計画比	96.8%	94.9%	95.2%
合計	計画値	36,421	37,301	38,023
	実績値	36,207	36,649	36,770
	計画比	99.4%	98.3%	96.7%
うち第1号被保険者	計画値	35,737	36,610	37,328
	実績値	35,460	35,934	36,076
	計画比	99.2%	98.2%	96.6%
うち第2号被保険者	計画値	684	691	695
	実績値	747	715	694
	計画比	109.2%	103.5%	99.9%

※第8期計画における計画数値と実績値（各年9月末時点）を比較しています。

※（実績数値の出典）「練馬区介護保険事業状況報告」月報



(4) 介護サービス費の計画値と実績値の比較

①介護予防サービス（居宅サービス）

○要支援1または2と認定された方を対象とするサービスで、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービスがあり、いずれも、利用者が主体的に事業者を選択し、必要なサービスを利用しています。なお、介護予防訪問介護および介護予防通所介護は、平成27年度に、介護予防・日常生活支援サービス事業（総合事業）に移行しています。

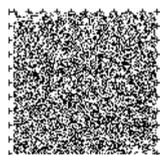
○サービス種類別では、「介護予防訪問リハビリテーション」「福祉用具購入費」「介護予防支援」などの実績値が計画値を上回っていますが、給付費合計としては、実績値が計画値をやや下回っています。

■介護予防サービス（居宅サービス）の計画値と実績値の比較

(単位 人数：人/月、給付費：千円/年)

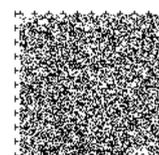
サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
介護予防 訪問入浴介護	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	11	0	0
	計画比	-	-	-	-	-	-
介護予防 訪問看護	計画値	421	163,838	429	167,009	436	169,787
	実績値	394	140,880	436	153,608	476	160,357
	計画比	93.6%	86.0%	101.6%	92.0%	109.2%	94.4%
介護予防 訪問リハビリ テーション	計画値	51	20,789	53	21,513	54	21,974
	実績値	59	26,180	71	31,441	65	32,822
	計画比	115.7%	125.9%	134.0%	146.1%	120.4%	149.4%
介護予防 居宅療養 管理指導	計画値	451	64,997	460	66,320	467	67,336
	実績値	485	65,668	488	70,203	484	73,288
	計画比	107.5%	101.0%	106.1%	105.9%	103.6%	108.8%
介護予防 通所リハビリ テーション	計画値	403	163,966	426	170,303	432	172,760
	実績値	373	161,621	335	151,420	355	158,073
	計画比	92.6%	98.6%	78.6%	88.9%	82.2%	91.5%
介護予防 短期入所 生活介護	計画値	17	5,939	18	6,111	18	6,111
	実績値	11	6,185	13	5,407	14	5,645
	計画比	64.7%	104.1%	72.2%	88.5%	77.8%	92.4%

(次ページに続く)



サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
介護予防 短期入所 療養介護	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	1	290	0	0
	計画比	-	-	-	-	-	-
介護予防 特定施設 入居者 生活介護	計画値	287	251,897	293	257,203	297	260,965
	実績値	280	239,060	263	228,749	255	238,800
	計画比	97.6%	94.9%	89.8%	88.9%	85.9%	91.5%
介護予防 福祉用具貸与	計画値	1,937	140,231	1,975	143,000	2,004	145,088
	実績値	1,962	138,578	2,044	144,166	2,048	150,500
	計画比	101.3%	98.8%	103.5%	100.8%	102.2%	103.7%
福祉用具 購入費	計画値	30	9,143	31	9,453	31	9,453
	実績値	38	12,164	41	13,423	30	14,013
	計画比	126.7%	133.0%	132.3%	142.0%	96.8%	148.2%
住宅改修	計画値	61	73,918	62	75,181	64	77,603
	実績値	54	66,394	52	72,079	50	75,246
	計画比	88.5%	89.8%	83.9%	95.9%	78.1%	97.0%
介護予防支援	計画値	2,491	153,485	2,540	156,591	2,577	158,872
	実績値	2,500	155,691	2,572	160,516	2,618	167,569
	計画比	100.4%	101.4%	101.3%	102.5%	101.6%	105.5%
介護予防 サービス 合計	計画値	-	1,048,203	-	1,072,684	-	1,089,949
	実績値	-	1,012,421	-	1,031,313	-	1,076,313
	計画比	-	96.6%	-	96.1%	-	98.7%

※人数は毎年度9月の実績値、給付費は年額です。
 ※令和5年度は見込み値です。



②介護サービス（居宅サービス）

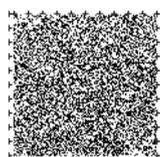
- 要介護1～5と認定された方を対象とするサービスで、訪問介護等の訪問系サービス、通所介護等の通所系サービス、短期入所系サービスがあります。利用者が主体的に事業者を選択し、原則として、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成するケアプランのもとサービスを利用します。
- 要介護1～5の要介護認定者の総数が増加していない中、訪問系かつ医療系のサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導）の実績が、計画値を大きく上回っています。
- 通所系サービスでは、新型コロナウイルス感染症による利用控えの影響により、一度減少した利用者数がコロナ以前の人数に戻っていない状況から、利用者数が見込みより下回っています。
- 給付費合計としては、ほぼ計画値のとおりです。

■居宅サービスの計画値と実績値の比較

（単位 人数：人／月、給付費：千円／年）

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
訪問介護	計画値	6,793	5,355,885	6,932	5,454,174	7,041	5,525,289
	実績値	6,738	5,461,158	6,675	5,435,750	6,638	5,643,671
	計画比	99.2%	102.0%	96.3%	99.7%	94.3%	102.1%
訪問入浴介護	計画値	478	359,990	484	364,554	486	366,086
	実績値	499	384,906	501	387,424	488	402,243
	計画比	104.4%	106.9%	103.5%	106.3%	100.4%	109.9%
訪問看護	計画値	4,048	2,430,597	4,129	2,479,098	4,189	2,513,426
	実績値	4,425	2,694,018	4,591	2,858,758	4,882	2,968,107
	計画比	109.3%	110.8%	111.2%	115.3%	116.5%	118.1%
訪問リハビリテーション	計画値	567	263,975	577	268,704	586	272,811
	実績値	649	313,655	636	316,451	632	328,555
	計画比	114.5%	118.8%	110.2%	117.8%	107.8%	120.4%
居宅療養管理指導	計画値	7,459	1,177,743	7,598	1,200,289	7,703	1,216,791
	実績値	7,699	1,276,769	8,195	1,348,468	8,689	1,400,048
	計画比	103.2%	108.4%	107.9%	112.3%	112.8%	115.1%
通所介護 (デイサービス)	計画値	5,350	5,310,353	5,859	5,686,141	5,953	5,772,185
	実績値	5,221	5,360,766	5,263	5,324,073	5,311	5,527,722
	計画比	97.6%	100.9%	89.8%	93.6%	89.2%	95.8%

（次ページに続く）



サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
通所リハビリテーション	計画値	1,676	1,221,481	2,010	1,499,196	2,045	1,524,346
	実績値	1,470	1,121,225	1,422	1,100,471	1,484	1,142,565
	計画比	87.7%	91.8%	70.7%	73.4%	72.6%	75.0%
短期入所生活介護	計画値	1,191	1,405,313	1,449	1,541,040	1,469	1,560,006
	実績値	1,101	1,307,726	1,084	1,305,430	1,135	1,355,364
	計画比	92.4%	93.1%	74.8%	84.7%	77.3%	86.9%
短期入所療養介護	計画値	141	179,879	144	183,598	144	183,598
	実績値	67	84,413	72	90,179	89	93,628
	計画比	47.5%	46.9%	50.0%	49.1%	61.8%	51.0%
特定施設入居者生活介護	計画値	2,808	6,891,330	2,879	7,070,791	2,942	7,228,578
	実績値	2,791	6,811,824	2,871	7,040,400	3,030	7,309,700
	計画比	99.4%	98.8%	99.7%	99.6%	103.0%	101.1%
福祉用具貸与	計画値	10,719	1,930,760	10,936	1,967,506	11,105	1,995,465
	実績値	10,928	2,020,325	11,021	2,076,678	11,062	2,156,112
	計画比	101.9%	104.6%	100.8%	105.5%	99.6%	108.1%
福祉用具購入費	計画値	191	73,918	194	75,019	197	76,121
	実績値	190	67,051	149	63,731	164	66,169
	計画比	99.5%	90.7%	76.8%	85.0%	83.2%	86.9%
住宅改修	計画値	138	144,876	141	148,134	144	151,222
	実績値	99	121,816	100	117,009	116	121,485
	計画比	71.7%	84.1%	70.9%	79.0%	80.6%	80.3%
居宅介護支援	計画値	15,533	2,912,195	15,857	2,973,357	16,112	3,019,876
	実績値	15,453	3,056,615	15,618	3,098,838	15,583	3,217,370
	計画比	99.5%	105.0%	98.5%	104.2%	96.7%	106.5%
居宅サービス合計	計画値	-	29,658,295	-	30,911,601	-	31,405,800
	実績値	-	30,082,267	-	30,563,660	-	31,732,739
	計画比	-	101.4%	-	98.9%	-	101.0%

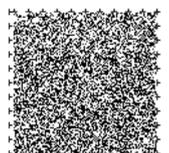
※人数は毎年度9月の実績値、給付費は年額です。
 ※令和5年度は見込み値です。

③施設サービス

○要介護1から5と認定された方を対象とするサービスですが、中重度者が多く利用しています。なお、「介護老人福祉施設」は原則として要介護3以上の方が入所の対象ですが、特例により要介護1および2の方も入所できます。

○すべてのサービス種類別において実績値が計画値を下回っています。これは、施設入所を希望していた方が新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅生活を継続していたものと考えます。

○介護療養型医療施設は、令和6年3月末で廃止となります。



■施設サービスの計画値と実績値の比較

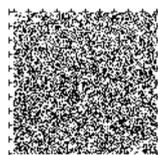
(単位 人数：人／月、給付費：千円／年)

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画値	3,117	10,638,750	3,285	11,221,734	3,453	11,798,813
	実績値	3,093	10,518,826	3,238	11,193,960	3,349	11,511,948
	計画比	99.2%	98.9%	98.6%	99.8%	97.0%	97.6%
介護老人保健施設	計画値	1,210	4,470,806	1,241	4,588,373	1,266	4,680,681
	実績値	1,129	4,218,332	1,104	4,080,543	1,003	4,196,460
	計画比	93.3%	94.4%	89.0%	88.9%	79.2%	89.7%
介護療養型医療施設	計画値	90	411,587	66	301,340	38	175,573
	実績値	81	359,376	28	145,090	9	149,212
	計画比	90.0%	87.3%	42.4%	48.1%	23.7%	85.0%
介護医療院	計画値	94	455,779	125	604,073	155	751,035
	実績値	54	228,492	73	304,687	67	313,342
	計画比	57.4%	50.1%	58.4%	50.4%	43.2%	41.7%
施設サービス合計	計画値	-	15,976,922	-	16,715,520	-	17,406,102
	実績値	-	15,325,026	-	15,724,280	-	16,170,962
	計画比	-	95.9%	-	94.1%	-	92.9%

※人数は毎年度9月の実績値、給付費は年額です。
 ※令和5年度は見込み値です。

④地域密着型サービス

- 要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、24時間体制で在宅生活を支援するサービスです。
- 区が整備を進めている「看護小規模多機能型居宅介護」については、医療ニーズの高い要介護者の受入れが進んできたことから、利用者数については計画値をやや上回っています。
- 「夜間対応型訪問介護」は、「訪問介護」と組み合わせて利用する方が増えており、給付費は計画値を上回っています。
- 通所系サービスでは、新型コロナウイルス感染症による利用控えの影響により、一度減少した利用者数がコロナ以前の人数に戻っていない状況から、利用者数が見込みより下回っています。
- 地域密着型サービス給付費合計としては、計画値をやや下回っています。利用が進まないサービスが一部あるため、更なる普及啓発に取り組む必要があります。



■地域密着型サービス（予防給付含む）の計画値と実績値の比較

（単位 人数：人／月、給付費：千円／年）

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
定期巡回・随時 対応型 訪問介護看護	計画値	190	482,015	203	512,663	222	556,565
	実績値	150	397,721	150	379,140	154	394,614
	計画比	78.9%	82.5%	73.9%	74.0%	69.4%	70.9%
夜間対応型 訪問介護	計画値	271	96,270	276	98,163	279	98,944
	実績値	259	117,897	239	110,638	257	115,154
	計画比	95.6%	122.5%	86.6%	112.7%	92.1%	116.4%
地域密着型 通所介護	計画値	2,773	2,291,892	2,831	2,308,807	2,878	2,343,678
	実績値	2,660	2,240,443	2,744	2,276,622	2,808	2,369,540
	計画比	95.9%	97.8%	96.9%	98.6%	97.6%	101.1%
認知症対応型 通所介護	計画値	254	360,024	303	429,993	308	436,811
	実績値	213	319,592	195	290,313	200	302,162
	計画比	83.9%	88.8%	64.4%	67.5%	64.9%	69.2%
小規模多機能型 居宅介護	計画値	273	741,170	282	764,559	288	782,532
	実績値	251	732,106	236	679,276	234	707,000
	計画比	91.9%	98.8%	83.7%	88.8%	81.3%	90.3%
看護小規模 多機能型 居宅介護	計画値	73	274,739	103	386,524	118	443,742
	実績値	72	278,675	91	330,195	121	343,672
	計画比	98.6%	101.4%	88.3%	85.4%	102.5%	77.4%
認知症対応型 共同生活介護 （認知症高齢者 グループホーム）	計画値	566	1,860,245	589	1,936,925	606	1,992,829
	実績値	559	1,850,744	579	1,933,953	598	2,012,885
	計画比	98.8%	99.5%	98.3%	99.8%	98.7%	101.0%
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	1	4,047	1	4,049	1	4,049
	実績値	1	3,223	1	1,735	0	0
	計画比	100.0%	79.6%	100.0%	42.9%	-	-
地域密着型 サービス 合計	計画値	-	6,110,402	-	6,441,683	-	6,659,150
	実績値	-	5,940,401	-	6,001,872	-	6,245,027
	計画比	-	97.2%	-	93.2%	-	93.8%

※人数は毎年度9月の実績値、給付費は年額です。

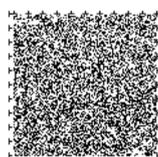
※令和5年度は見込み値です。



(5) 地域支援事業の実績

- 地域支援事業は、平成 18 年度の介護保険法改正により創設され、地域の高齢者が、要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための区市町村の事業です。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業で構成されます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業は、住民等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、介護予防事業、生活支援などの多様なサービス事業の充実を図り、要介護状態等の予防または軽減、もしくは悪化防止を目的としています。区は、平成 27 年 4 月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、それまでは介護予防サービスで実施していた「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」および「介護予防支援」等を総合事業に移行しました。介護予防事業を充実するとともに、要支援者等に地域包括支援センターを中心として行われる介護予防ケアマネジメントを通じて、区独自の多様な訪問型や通所型の介護予防・生活支援サービスを提供し、自立した生活を送れるよう支援します。
- 包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営が主な事業です。
- 任意事業は、区市町村の判断により行う事業で、介護給付費適正化推進事業、認知症高齢者支援、家族介護支援などを実施しています。
- 地域支援事業に必要な費用は、第 1 号被保険者の保険料と国等の交付金により賄われます。地域支援事業の財源構成はつぎのとおりです。ただし、国や都の負担の割合は、当該区市町村における介護予防に関する事業の実施状況や、介護保険の運営の状況および 75 歳以上の後期高齢者の被保険者数などを勘案して政令で定める額の範囲内とされています。

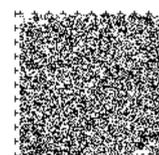
事業区分	国	東京都	区	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23%	—



■地域支援事業費の実績

(単位：千円)

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業費	1,338,430	1,380,669	1,475,563
	訪問サービス	390,036	382,825	387,000
	通所サービス	781,598	825,184	906,878
	食のほっとサロン事業	718	1,100	2,632
	高額介護予防等サービス相当事業	4,940	5,077	5,000
	シルバーサポート事業	623	646	773
	高齢者筋力向上トレーニング事業	13,540	18,295	22,760
	介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画事業	143,655	144,179	146,500
	審査支払手数料	3,319	3,363	4,020
	一般介護予防事業費	167,120	171,161	192,062
	介護予防小冊子等作成事業	4,383	3,993	4,087
	講演会実施事業	14	0	0
	健康教育教室事業	1,035	1,163	1,251
	介護予防キャンペーン事業	737	700	1,175
	練馬区オリジナルロコモ体操普及啓発事業	76	96	131
	一般介護予防教室事業 ★	34,330	34,592	36,394
	介護予防いきがいデイサービス事業	34,469	35,703	38,106
	認知症予防啓発事業	310	253	321
	認知症予防プログラム事業	5,927	5,937	5,953
	介護予防推進員支援事業	106	89	158
介護予防把握事業	13,630	11,698	11,811	
フレイルサポーター育成・支援事業	65	72	105	
地域リハビリテーション活動支援事業	563	953	1,494	
街かどケアカフェ事業	71,475	75,913	91,076	
小計	1,505,550	1,551,830	1,667,625	
包括的支援事業	地域包括支援センター運営費 ★	882,849	902,534	962,670
	地域包括支援センター運営協議会経費	335	368	839
	生活支援体制整備事業	19,777	20,326	20,322
	認知症早期対応推進事業	2,057	2,079	2,089
	小計	905,018	925,307	985,920

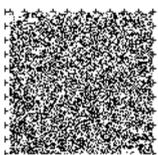


サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
任意事業	介護給付等費用適正化事業 ★	15,647	15,793	20,432
	介護予防・生活支援サービス事業給付等費用適正化事業	69	69	70
	介護学べるサロン事業	248	1,103	1,800
	認知症高齢者位置情報サービス	1,109	964	1,155
	認知症理解普及促進等事業	854	700	866
	認知症高齢者支援連携事業	690	452	646
	家族介護慰労事業	400	200	600
	紙おむつ等支給	281,850	252,993	257,161
	認知症介護者支援事業	1,413	1,373	1,400
小計		302,280	273,647	284,130
地域支援事業合計		2,712,848	2,750,784	2,937,675

※事業費については、千円単位で端数処理をしているため、合計数値が合わない場合があります。

※令和5年度は見込み値です。

※★の事業については、経費に会計年度任用職員経費（人件費）を含みます。



(6) 介護給付費等の実績

第8期計画期間における介護給付費等の実績の合計額は、つぎのとおりです。

■介護給付費等の計画値と実績値の比較

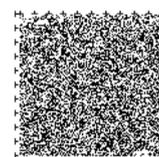
(単位：千円)

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
介護予防サービス (居宅サービス)	計画値	1,048,203	1,072,684	1,089,949	3,210,836
	実績値	1,012,421	1,031,313	1,076,313	3,120,047
	計画比	96.6%	96.1%	98.7%	97.2%
介護サービス (居宅サービス)	計画値	29,658,295	30,911,601	31,405,800	91,975,696
	実績値	30,082,267	30,563,660	31,732,739	92,378,666
	計画比	101.4%	98.9%	101.0%	100.4%
施設サービス	計画値	15,976,922	16,715,520	17,406,102	50,098,544
	実績値	15,325,026	15,724,280	16,170,962	47,220,268
	計画比	95.9%	94.1%	92.9%	94.3%
地域密着型 (予防給付) サービス	計画値	6,110,402	6,441,683	6,659,150	19,211,235
	実績値	5,940,401	6,001,872	6,245,027	18,187,300
	計画比	97.2%	93.2%	93.8%	94.7%
特定入所者介護 サービス費	計画値	1,122,566	1,041,543	1,064,920	3,229,029
	実績値	1,114,597	1,006,331	1,039,278	3,160,206
	計画比	99.3%	96.6%	97.6%	97.9%
高額介護等 サービス費	計画値	2,310,595	2,509,336	2,757,354	7,577,285
	実績値	2,010,115	1,964,798	2,077,381	6,052,294
	計画比	87.0%	78.3%	75.3%	79.9%
審査支払手数料	計画値	60,300	63,300	66,300	189,900
	実績値	60,707	62,175	63,714	186,596
	計画比	100.7%	98.2%	96.1%	98.3%
介護給付費 合計	計画値	56,287,283	58,755,667	60,449,575	175,492,525
	実績値	55,545,534	56,354,429	58,405,414	170,305,377
	計画比	98.7%	95.9%	96.6%	97.0%

地域支援事業	計画値	2,781,717	3,021,926	3,099,928	8,903,571
	実績値	2,712,848	2,750,784	2,937,675	8,401,307
	計画比	97.5%	91.0%	94.8%	94.4%
介護給付費と 地域支援事業の 合計	計画値	59,069,000	61,777,593	63,549,503	184,396,096
	実績値	58,258,382	59,105,213	61,343,089	178,706,684
	計画比	98.6%	95.7%	96.5%	96.9%

※千円単位で端数処理をしているため、合計数値が合わない場合があります。

※令和5年度は見込み値です。



(7) 介護保険料の賦課・収納状況

- 第8期計画期間の介護保険料は、高齢者人口の増加に伴うサービス利用者の増加や介護報酬改定等を見込んだ上で、高所得層の多段階化（合計所得金額 2,000 万円以上の第15段階を3分割）、保険料率の見直し（現役世代並み所得のうち保険料段階第12段階以上の保険料率の引上げ、保険料段階第4～9段階（区民税課税者のいる世帯で合計所得金額 400 万円未満）の保険料率の引下げ）により負担能力に応じた保険料設定とするとともに、練馬区介護保険給付準備基金¹²を活用（24 億円の取崩し）して、基準月額 6,600 円としました。
- 令和元年 10 月の消費税率引上げに伴う財源により、保険料段階第 1～3 段階の保険料を軽減しています（公費負担による保険料軽減）。
- 介護保険料の収納状況については、第 1 号被保険者の保険料で賄う額を約 4.7 億円下回る見込みです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、年金以外の所得が減少した被保険者が一定数いることが考えられます。

■介護保険料の収納状況

●計画値

(単位：千円)

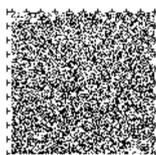
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	第 8 期合計
第 1 号被保険者の保険料で賄うべき額 (A)	13,801,685	14,402,270	14,813,080	43,017,035
練馬区介護保険給付準備基金取崩額 (B)	2,400,000			
第 1 号被保険者の保険料で賄う額 (C) = (A) - (B)	40,617,035			

●実績値

(単位：千円、%)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	第 8 期合計
収納額 (E) + (F) = (D)	13,254,545	13,395,650	13,497,093	40,147,288
保険料収納額実績 (E)	12,480,274	12,581,941	12,679,899	37,742,114
保険料軽減公費負担額 (F)	774,271	813,709	817,194	2,405,174
収納額 (D) - 第 1 号被保険者の保険料で賄う額 (C)	▲469,747			
計画比 (D/C)	98.8%			

※令和 5 年度は見込み値です。



¹² 練馬区介護保険給付準備基金：計画期間内における保険給付費等の変動に対応するため、第 1 号被保険者の保険料のうち、保険給付費等に充てた後に生じた剰余金を原資として設置している基金です。積み立てた額は、次期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の保険料額の引下げに活用します。

(8) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の実績

区市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、年度ごとに定められた評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国が交付金を交付する制度です。

交付金は、地域支援事業の第1号被保険者の介護保険料分に充て、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等の取組を進めています。取組の結果、当該年度において第1号被保険者の介護保険料に余剰が生じた場合には、介護保険給付費準備基金に積み立てています。

区は、2つの交付金の評価指標において、ともに高い評価を得ており、第8期計画期間における交付金の総額は約5.7億円となっています。

●実績値

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険者機能強化推進交付金	96,608	103,402	76,984
介護保険保険者努力支援交付金	95,712	102,153	96,880

※保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に創設されました。

※介護保険保険者努力支援交付金は、令和2年度に創設されました。

(9) 第8期計画目標の達成状況の第9期計画への反映について

以上の、第8期計画における(1)から(8)の計画目標の達成状況を踏まえ、要介護認定者数の推移、今後の必要なサービス量等の分析を行い、第9期計画に反映します。



第3節 第9期計画の被保険者数、認定者数、利用量、給付費等の見込み

(1) サービス量等推計および保険料決定の流れ

計画期間における介護サービス量および給付費等の見込みについては、国が示す推計手法に従い、人口推計、要介護・要支援認定者数や給付実績を基に推計します。

1 被保険者数および要介護・要支援認定者数の推計

練馬区人口推計に基づき、第1号被保険者数を推計します。推計した被保険者数と第8期中の要介護認定率から、要介護・要支援認定者数を自然体推計します。

2 サービス量の推計

1で推計した要介護・要支援認定者数と第8期中のサービス利用状況を用いて、サービス利用者数を自然体推計し、特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の整備状況を踏まえてサービス利用者数を推計します。

3 地域支援事業量の推計

第8期中の介護予防・日常生活総合事業、包括的支援事業および任意事業の実績に基づき、地域支援事業量を推計します。

4 介護給付費および地域支援事業費の推計

2のサービス量推計をもとに、第9期中に必要な介護（予防）給付費を推計。特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等のその他の給付費を過去の実績をもとに推計。3の事業量推計をもとに地域支援事業費を推計します。

5 第1号被保険者の介護保険料で賄うべき額の算定

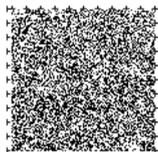
介護給付費および地域支援事業費のうち、負担割合である23.0%に相当する額が第1号被保険者の保険料で賄うべき額を算出します。

6 区の基金の活用による軽減

練馬区介護保険給付準備基金の取崩しにより、保険料の負担軽減を行います。

7 介護保険料基準額および保険料段階別の保険料の設定

これまでの保険料段階、保険料率、段階ごとの被保険者の合計所得金額の区分を見直し、第9期における保険料基準額および保険料段階別の保険料を設定します。



(2) 被保険者数・認定者数の見込み

- 第9期計画期間の被保険者数および要介護認定者数は、自然体推計により見込みました。
- 第1号被保険者数は、令和8年度には令和5年度から約3,400人増加すると見込みました。特に85歳以上の方の割合が今後ますます増加していく見込みです。
- 第1号被保険者の要介護認定者数は、令和8年度に令和5年度から約1,000人増加すると見込みました。第2号被保険者の要介護認定者数は、今後も微増傾向が続くものとして見込みました。

■被保険者数の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口	741,577人 (100%)	742,441人 (100%)	745,100人 (100%)
第1号被保険者 (65歳以上)	164,782人 (22.2%)	165,971人 (22.4%)	167,010人 (22.4%)
うち前期高齢者 (65-74歳)	69,261人 (42.0%)	69,015人 (41.6%)	69,562人 (41.7%)
うち後期高齢者 (75-84歳)	61,616人 (37.4%)	62,214人 (37.5%)	61,688人 (36.9%)
うち後期高齢者 (85歳以上)	33,905人 (20.6%)	34,742人 (20.9%)	35,760人 (21.4%)
第2号被保険者 (40-64歳)	265,794人 (35.8%)	266,482人 (35.9%)	266,970人 (35.8%)

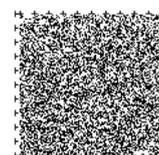
※各年度、10月1日時点の推計値です。第1号被保険者および第2号被保険者の（ ）内は総人口に対する割合です。
 ※前期高齢者および後期高齢者の（ ）内は第1号被保険者に対する割合です。

■要介護・要支援認定者数 (第1号・第2号被保険者合計) の見込み

(単位：人)

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	計	第1号	第2号	計	第1号	第2号	計	第1号	第2号
要介護認定者数	37,046	36,345	701	37,404	36,697	707	37,718	37,008	710
要支援1	5,288	5,238	50	5,371	5,321	50	5,408	5,358	50
要支援2	4,148	4,067	81	4,134	4,053	81	4,143	4,062	81
要介護1	7,099	6,982	117	7,109	6,991	118	7,101	6,982	119
要介護2	6,787	6,665	122	6,748	6,626	122	6,760	6,637	123
要介護3	5,016	4,881	135	5,089	4,950	139	5,162	5,022	140
要介護4	4,981	4,886	95	5,118	5,023	95	5,228	5,133	95
要介護5	3,727	3,626	101	3,835	3,733	102	3,916	3,814	102

※各年度、9月末時点の推計値です。



(3) 介護サービス利用量および給付費等の見込み

介護サービス利用量および給付費等の推計値を見込むにあたっては、以下の点に留意しました。

1) 利用者（要介護認定者）の増加に伴う増

令和5年10月1日現在、区の総人口は約74万2千人で、そのうち65歳以上の第1号被保険者は約16万4千人です。第1号被保険者の増加に伴い、第9期計画期間中の要介護認定者の増加を約1,000人と見込んでいます。この要介護認定者数の各年度における自然体推計を基に、各介護サービスの利用量および給付費の増を見込んでいます。

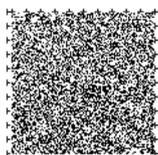
各介護サービスの利用量の推計にあたっては、第8期計画期間の利用実績を基に自然体推計にて見込んでいます。ただし、新型コロナウイルス感染症により、利用実績に影響があった一部のサービスについては、第10期の最終年度である令和11年度にかけて、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和元年度の水準に戻ることを想定して推計しています。

2) 区の施策に基づく介護サービスの充実

第9期計画期間において、特別養護老人ホーム、介護医療院および地域密着型サービスを整備するなど介護サービスを充実することへの対応に伴う介護サービス利用量および給付費の増を、1)の自然体推計に積み増して見込んでいます。

3) 介護離職ゼロに向けた取組

介護を理由とする離職を防止するため、また、特別養護老人ホーム待機者を解消するために、区は、在宅での生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう、令和7年度までの施設整備目標を着実に進めています。介護離職ゼロおよび特別養護老人ホーム待機者解消に伴う介護サービス利用量および給付費の増は、上記2)の内数として見込んでいます。



4) 医療療養病床から介護保険施設等への転換

医療療養病床を利用していた方が、介護保険施設や居宅サービスの利用者へと移行することに伴う介護サービス利用量および給付費については、東京都保健医療計画と練馬区介護保険事業計画との整合性を図る必要があります。既に、第7期介護保険事業計画策定時に整合性を図っているため、第8期計画に引き続き、第9期計画においても、自然体推計に含まれているものとし、上記1)の内数として見込んでいます。

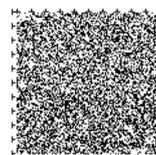
5) 介護報酬の改定への対応

令和6年度介護報酬改定は、令和3年度改定に続いてのプラス改定となり、改定率+1.59%です。このうち0.98%は介護職員の処遇改善分、0.61%は介護職員以外の職員の賃上げを実施できる水準としています。これに伴う給付費の増を見込んでいます。

また、処遇改善加算の申請事務の負担軽減による加算申請事業所の増加と、より高い加算区分への移行による賃上げ効果、介護保険施設における光熱水費の基準費用額(利用者負担額)の見直しによる増収も見込み、これらは改定率の枠外で0.45%の引上げに相当するとし、合計で2.04%の引上げ効果があるとしています。

6) 制度改正への対応

介護老人保健施設・介護医療院の一部の施設における多床室の室料負担について、高齢者の負担能力に応じた自己負担の見直しに伴い、給付費の減を見込んでいます。なお、一定以上の所得のある方の負担割合の判断基準(2割負担者の拡大)については、国において第10期までに検討することとなりました。



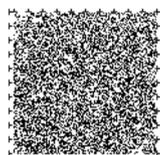
①介護予防サービス（居宅サービス）

給付費の推計は、第8期中の実績や要支援認定者数の見込み等に基づき、今後も増加傾向が継続するものとして見込んでいます。

（単位：人、千円）

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	人数／月	0	0	0
	給付費／年	0	0	0
介護予防訪問看護	人数／月	481	517	548
	給付費／年	187,855	200,304	212,226
介護予防訪問リハビリテーション	人数／月	64	61	61
	給付費／年	31,380	29,757	29,757
介護予防居宅療養管理指導	人数／月	497	503	516
	給付費／年	73,488	74,680	76,685
介護予防通所リハビリテーション	人数／月	352	363	373
	給付費／年	155,833	160,228	164,136
介護予防短期入所生活介護	人数／月	17	17	17
	給付費／年	6,059	6,043	5,997
介護予防短期入所療養介護	人数／月	0	0	0
	給付費／年	0	0	0
介護予防特定入居者生活介護	人数／月	285	294	300
	給付費／年	259,996	268,444	273,857
介護予防福祉用具貸与	人数／月	2,088	2,126	2,155
	給付費／年	145,806	148,284	150,325
介護予防福祉用具購入費	人数／月	32	33	33
	給付費／年	11,371	11,704	11,704
住宅改修	人数／月	51	51	51
	給付費／年	62,925	62,925	62,925
介護予防支援	人数／月	2,579	2,598	2,610
	給付費／年	167,800	169,251	170,032
合計	給付費／年	1,102,513	1,131,620	1,157,644

※地域密着型サービスにおける予防給付は、「④地域密着型サービス」に記載しています。

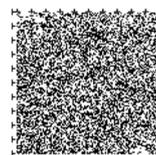


②介護サービス（居宅サービス）

給付費の推計は、第8期中の実績や要介護認定者数の見込み等に基づき、今後も増加傾向が継続するものとして見込んでいます。

（単位：人、千円）

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	人数/月	6,795	6,861	6,919
	給付費/年	5,740,131	5,822,039	5,853,219
訪問入浴介護	人数/月	519	541	551
	給付費/年	407,797	424,641	432,276
訪問看護	人数/月	5,125	5,385	5,634
	給付費/年	3,498,601	3,757,317	3,964,095
訪問リハビリテーション	人数/月	632	635	636
	給付費/年	348,317	365,245	367,351
居宅療養管理指導	人数/月	9,266	9,476	9,476
	給付費/年	1,575,724	1,614,433	1,614,495
通所介護	人数/月	5,464	5,574	5,668
	給付費/年	5,492,924	5,588,350	5,641,528
通所リハビリテーション	人数/月	1,518	1,546	1,550
	給付費/年	1,114,625	1,122,893	1,103,957
短期入所生活介護	人数/月	1,268	1,303	1,335
	給付費/年	1,395,572	1,465,823	1,502,798
短期入所療養介護	人数/月	92	94	96
	給付費/年	113,544	116,772	119,170
特定施設入居者生活介護	人数/月	3,046	3,141	3,208
	給付費/年	7,780,780	8,033,927	8,205,262
福祉用具貸与	人数/月	11,137	11,201	11,232
	給付費/年	2,097,283	2,104,227	2,100,027
福祉用具購入費	人数/月	161	156	156
	給付費/年	65,962	63,938	63,938
住宅改修	人数/月	121	121	124
	給付費/年	125,256	125,229	128,092
居宅介護支援	人数/月	15,520	15,463	15,453
	給付費/年	3,144,687	3,139,465	3,139,825
合計	給付費/年	32,901,203	33,744,299	34,236,033

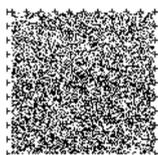


③施設サービス

- 給付費の推計は、第8期中の利用実績や施設整備予定に基づいて見込んでいます。
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、在宅での生活が困難なすべての方が希望する時期に入所できるよう第7期計画時に策定した整備目標（令和7年度までに800人分）に向け着実に整備を進めてきており、令和5年9月末の待機者（入所申込者）は750人と、5年前の1,511人から半減しています。第9期計画の整備目標は2,949人分ですが、区外施設の利用者が一定数いるため、この分も含めて見込んでいます。
- 介護老人保健施設は、ここ数年の利用者数が横ばいで、計画期間中に見込まれる施設需要を現在の整備数で満たしているため、新たな整備は行わず、利用の促進に向けた普及啓発に取り組めます。
- 令和7年度に練馬光が丘病院跡施設を活用し、介護医療院100人分を開設します。これまでの区外施設の利用者に加えて、新規開設に伴う利用量を見込んでいます。

（単位：人、千円）

サービスの種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人数／月	3,439	3,521	3,710
	給付費／年	12,313,783	12,628,749	13,308,506
介護老人保健施設	人数／月	1,087	1,100	1,108
	給付費／年	4,193,177	4,248,699	4,280,389
介護医療院	人数／月	77	122	123
	給付費／年	368,436	581,574	586,189
施設サービス 合計	給付費／年	16,875,396	17,459,022	18,175,084



④地域密着型サービス

- 給付費の推計は、第8期中の利用実績や整備目標に基づいて見込んでいます。
- 区は、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、日常生活圏域ごとに24時間体制で在宅生活を支援する地域密着型サービスの整備目標数を定め、国や都の補助制度を活用して整備を促進してきました。
- 第9期では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2か所、看護小規模多機能型居宅介護4か所116人分、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）4か所63人分を整備します。
- 整備にあたっては、基本地区での整備状況や利用状況等を踏まえた適切なサービス供給量の確保と、サービスの質の向上に取り組みます。

(単位：人、千円)

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/月	156	165	173
	給付費/年	411,252	436,906	457,996
夜間対応型訪問介護	人数/月	256	259	259
	給付費/年	108,691	110,375	110,375
地域密着型通所介護	人数/月	2,887	2,923	2,993
	給付費/年	2,408,738	2,437,217	2,488,885
認知症対応型通所介護	人数/月	187	188	188
	給付費/年	296,352	298,390	298,390
小規模多機能型居宅介護 ※	人数/月	236	239	241
	給付費/年	665,034	674,901	681,431
看護小規模多機能型居宅介護	人数/月	127	159	178
	給付費/年	450,158	563,921	630,711
認知症対応型共同生活介護 ※ (認知症高齢者グループホーム)	人数/月	609	631	659
	給付費/年	2,065,217	2,142,132	2,238,137
合計	給付費/年	6,405,442	6,663,842	6,905,925

※予防給付を含んでいます。



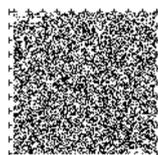
⑤地域支援事業

第9期における地域支援事業費はつぎのとおりです。

■地域支援事業の費用額と事業

(単位：千円)

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業費	1,463,260	1,502,149	1,542,916	
	訪問サービス	380,000	382,166	384,651	
	通所サービス	898,000	933,831	971,091	
	食のほっとサロン事業	2,631	2,631	2,631	
	高額介護予防等サービス相当事業	5,900	5,934	5,973	
	シルバーサポート事業	850	850	850	
	高齢者筋力向上トレーニング事業	25,479	25,479	25,479	
	介護予防・日常生活支援総合事業 サービス計画事業	147,000	147,838	148,799	
	審査支払手数料	3,400	3,420	3,442	
	一般介護予防事業費	235,094	223,687	233,256	
	介護予防小冊子作成事業	4,990	4,990	4,990	
	健康教育教室事業	1,558	1,577	1,577	
	介護予防キャンペーン事業	1,187	1,187	1,187	
	一般介護予防教室事業	31,275	31,275	31,275	
	介護予防いきがいデイサービス事業	24,451	25,743	25,743	
	認知症予防啓発事業	313	453	453	
	認知症予防プログラム事業	6,168	6,168	6,168	
	介護予防推進員等支援事業	158	158	158	
	介護予防把握事業	12,461	12,461	12,461	
	地域リハビリテーション活動支援事業	1,517	1,517	1,517	
	街かどケアカフェ事業	144,544	131,686	123,381	
	フレイル予防サポーター育成・支援事業	115	115	115	
	公衆浴場活用事業	6,357	6,357	6,357	
	デジタルを活用したフレイル予防事業	0	0	17,874	
	小計	1,698,354	1,725,836	1,776,172	
	包括的支援事業	地域包括支援センター運営費 ★	989,475	990,722	990,722
		地域包括支援センター運営協議会経費	451	451	902
生活支援体制整備事業		161,033	161,033	161,033	
認知症早期対応推進事業		2,090	2,090	2,090	
小計		1,153,049	1,154,296	1,154,747	



サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
任意事業	介護給付費適正化推進事業 ★	19,005	19,040	19,101
	介護予防・生活支援サービス事業給付等費用適正化事業	75	75	75
	介護学べるサロン事業	1,800	1,800	1,800
	認知症高齢者位置情報サービス事業	1,037	1,037	1,037
	認知症理解普及促進等事業	1,047	1,047	1,047
	認知症高齢者支援連携事業	674	674	674
	家族介護慰労事業	731	731	731
	認知症介護者支援事業	1,412	1,412	1,412
	成年後見制度利用支援事業	21,512	23,763	26,125
	小計	47,293	49,579	52,002
合計		2,898,696	2,929,711	2,982,921

※★の事業については、経費に会計年度任用職員経費（人件費）を含みます。



⑥市町村特別給付

市町村特別給付とは、自治体の介護保険条例に定めることにより、要支援・要介護と認定された被保険者を対象に、第1号被保険者の保険料を財源として、介護保険制度の枠組みの中で、自治体が定める基準に基づくサービスを保険者が給付することができるものです。

「高齢者等紙おむつ等支給事業」は、これまでは地域支援事業として実施してきました。地域支援事業では、国が示す要件に基づいて実施する必要があったため、対象者は住民税非課税の方、支給額の上限は月5,000円としていました。

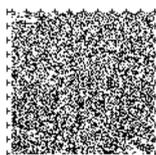
第9期からは、在宅の高齢者を支える重要な事業である紙おむつ等支給事業を安定的・継続的に運営していけるよう、介護保険の市町村特別給付として実施します。対象者を第1号被保険者の約9割の方が含まれる合計所得金額320万円（保険料段階第1段階から第8段階）までの方に拡大します。また、物価上昇の影響を踏まえて、支給額の上限を月5,000円から月6,000円に引き上げます。さらに、紙おむつの選び方や適切な利用方法について学ぶ講座を開催します。

地域包括ケアシステムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービスを区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援します。

■市町村特別給付の費用額と事業

(単位：人、千円)

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者等紙おむつ等支給事業	人数/月	7,077	7,156	7,235
	給付費/年	396,142	398,702	401,804

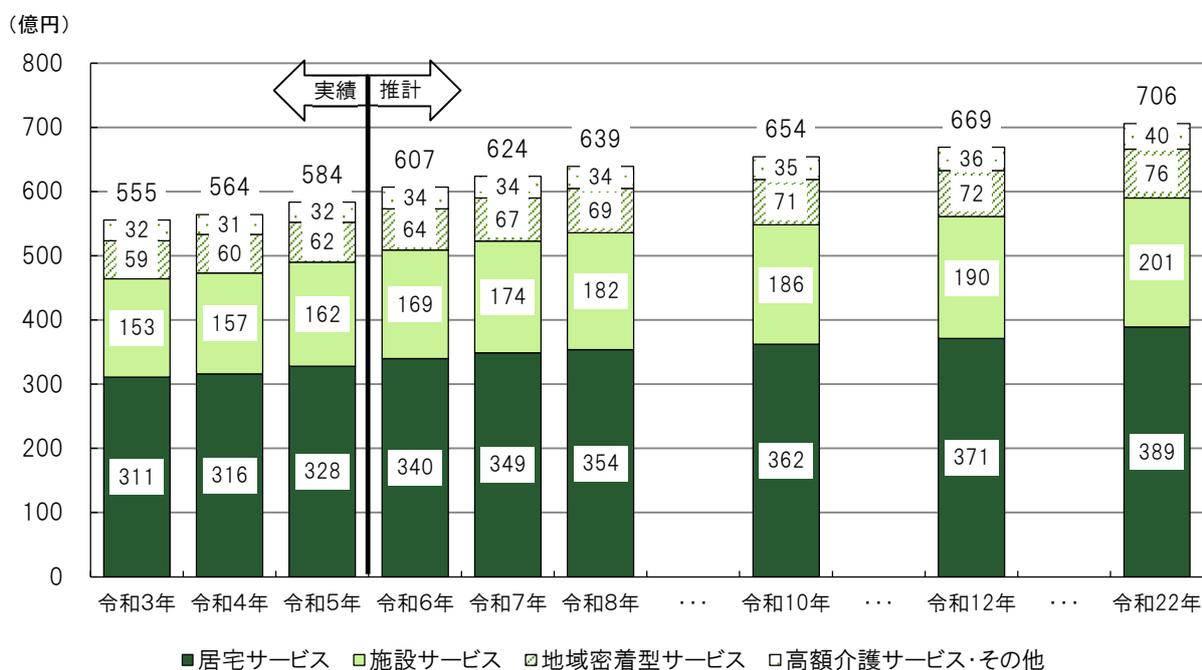


第4節 第9期計画の介護保険料

第9期計画期間（令和6～8年度）においても、第1号被保険者は増加し、特に要介護認定率が大きく上昇する80歳以上の後期高齢者が大幅に増加します。このため、被保険者の増加に伴い保険料収入の増加が見込まれる一方で、要介護認定者の増加に伴い介護サービスの利用も増加することが見込まれます。

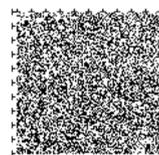
介護給付費見込額は、人口推計に基づく要介護認定者数や介護サービス利用者の増加への対応、第9期における施設整備目標数や介護サービスの充実への対応などによる介護サービスの見込量の変化を踏まえて算出します（第3節参照）。

■介護給付費の実績と見込額（市町村特別給付費を除く）



区は、介護保険によるサービスを、地域包括ケアシステムを支える柱の一つとして位置づけており、介護サービスが必要な方に、適切で十分な給付が継続的に行われていくことを目指しています。

そのためには、保険財政を安定的に運営していくことが不可欠であり、以下の基本的な考え方を踏まえ、第9期の保険料基準額を設定しました。



(1) 第9期保険料基準額設定の基本的な考え方

①負担能力に応じた保険料額の設定

- 国における全国の第1号被保険者の所得分布調査結果を踏まえた介護保険法施行令の改正に伴い、保険料段階の第1～12段階の所得区分を、国の標準に合わせます。また、国の標準は、合計所得金額720万円以上の方を第13段階としていますが、この段階を7つの段階に細分化し第19段階までとします。
- 保険料率については、低所得層である第1～6段階（基準段階の第5段階を除く）は国の標準より引き下げ、中所得層である第7～12段階は国の標準と同率とし、第13段階以降の高所得層は国の標準より引き上げ、所得に応じた累進性を高めます。

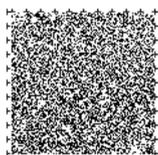
②低所得者対策の継続

- 公費負担による保険料軽減を引き続き実施します。
公費負担による保険料段階第1～3段階（区民税非課税世帯）の方への保険料の軽減について、国が定める公費軽減割合（区が条例に定める額から減額できる額の割合）は見直しとなりますが、第8期の保険料率を継続することにより、保険料の上昇を抑えます。
公費の負担は、国が50%、都と区がそれぞれ25%ずつと定められています。
この制度による軽減対象者は区が条例で定め、具体的な軽減後の額は規則で定めます。

■軽減後の額

対象者	年額保険料額	減額後年額保険料額	公費負担軽減額
第1段階	33,720円 (基準額×0.42)	20,040円 (基準額×0.25)	13,680円 (基準額×△0.17)
第2段階	41,640円 (基準額×0.52)	25,680円 (基準額×0.32)	15,960円 (基準額×△0.2)
第3段階	50,040円 (基準額×0.625)	49,680円 (基準額×0.62)	360円 (基準額×△0.005)

- 生計困難世帯に対する介護保険料の減額の特例を引き続き実施します。
保険料段階が第2段階、第3段階で、収入や預貯金などの資産等が一定の条件に該当する生計困難な方について、保険料を第1段階と同額まで減額する区独自の保険料減額制度を継続します。



③財源確保

介護保険料収入については、人口推計に基づく被保険者数の推移、被保険者の所得段階別分布や介護保険料の収納率の状況を踏まえ、的確な把握に努めます。収納にあたっては、収納率 98.5%（現年分）を目標として、保険料の収納対策を強化するなど収入の増加を目指します。保険料の納付が困難な方には、分割納付の相談など第 1 号被保険者一人ひとりの状況に応じて、きめ細かに対応していきます。

また、国や都の支出金については、交付実績等を踏まえて、適切な収納に努め、国費の充実については、引き続き、特別区長会や全国市長会を通じて国に対して要望していきます。

④介護保険給付準備基金の活用による保険料基準額の上昇抑制

練馬区介護保険給付準備基金残高は約 63 億円（令和 5 年度末見込）です。新型コロナウイルス感染症の影響により第 8 期中の介護給付総見込額が計画値より約 3% 下回ったこと、第 8 期中に約 5.7 億円の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者機能努力支援交付金の交付を受けたことにより、基金残高が第 8 期計画において見込んでいた約 24 億円から増加しました。令和 5 年度末残高のうち 39 億円を第 9 期における保険料基準額の軽減に活用します。

なお、第 9 期において、事業執行の結果、残額が生じた場合には、基金に積み増し、第 9 期保険料軽減のために取り崩した後の残高約 24 億円と合わせて、第 9 期中の不測の事態や第 10 期以降の保険料基準額軽減のために活用します。

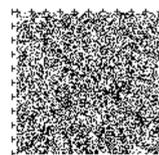
⑤保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者機能努力支援交付金の活用

第 7 期および第 8 期においては、交付金の創設から間もないことから、交付額を見通すことが困難であったため、交付金は、保険料基準額の算定には組み入れず、基金に積み立て、次期保険料基準額の軽減に活用することとしていました。

第 9 期計画では、両交付金の総額を令和 5 年度実績から約 3.8 億円と見込み、当初から保険料額算定に組み込むことにより保険料額の上昇を抑えます。

⑥東京都の基金を借り入れる可能性の考慮

第 9 期計画で見込んだ介護サービスの利用や保険料収入が予測と異なって赤字が生じ、かつ、練馬区介護保険給付準備基金が不足する場合は、東京都財政安定化基金から借り入れることとなります。この場合、第 10 期の保険料額が上昇する要因となります。



(2) 第9期計画期間に要する介護給付費等の見込み

■介護給付費等の見込額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
居宅（予防給付）サービス費	1,102,513	1,131,620	1,157,644	3,391,777
居宅（介護給付）サービス費	32,901,203	33,744,299	34,236,033	100,881,535
施設サービス費	16,875,396	17,459,022	18,175,084	52,509,502
地域密着型（予防給付）サービス費	6,405,442	6,663,842	6,905,925	19,975,209
特定入所者介護サービス費	1,181,672	1,198,511	1,213,010	3,593,193
高額介護等サービス費	2,130,909	2,161,274	2,187,422	6,479,605
審査支払手数料	63,465	64,288	65,066	192,819
地域支援事業費	2,898,696	2,929,711	2,982,921	8,811,328
市町村特別給付費	396,142	398,702	401,804	1,196,648
合計	63,955,438	65,751,269	67,324,909	197,031,616

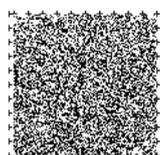
(3) 第9期計画期間における第1号被保険者の負担割合

○介護保険財源の基本構成は、被保険者が負担する介護保険料によるものが50%で、残りの50%は、国・都・区が負担します。介護保険料のうち、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、その人口比に応じて全国一律に設定され、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

■介護保険財源の基本構成

公費 50%		
練馬区 12.5%	東京都 12.5%	国 25%
保険料 50%		
第1号被保険者 23%		第2号被保険者 27%

※ 施設給付等の財源については、国の負担が20.0%、東京都の負担が17.5%となります。



(4) 第9期計画期間における第1号被保険者の保険料で賄う額

- 第9期における、第1号被保険者の保険料で賄うべき額は、介護給付費等見込額1,970億3,162万円のうち、453億2,481万円です。
- 区は、練馬区介護保険給付準備基金から39億円を取り崩し、これを活用することにより、第1号被保険者の保険料で賄う額を414億2,481万円に抑制しています。

■介護保険料算定基礎額

(単位：千円)

	第9期合計
介護給付費等の見込額 (A)	197,031,616
第1号被保険者の保険料で賄うべき額 (B)	45,324,811
練馬区介護保険給付準備基金取崩額 (C)	3,900,000
第1号被保険者の保険料で賄う額 (D) = (B) - (C)	41,424,811

※(A)には第1号被保険者が全額負担する市町村特別給付が含まれていること、国庫負担の割合(調整交付金の率)および保険料収納率が自治体ごとに異なることにより、(B)は(A)の23%とはなりません。

(5) 第9期計画期間における介護保険料

- 被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、第9期における第1号被保険者の保険料段階を19段階に設定し、より所得の高い方により多くの保険料をご負担いただくこととしました。
- 第1号被保険者の保険料で賄う額(D)を、第9期における第1号被保険者数の推計延べ497,763人から、19段階に設定した保険料率を勘案して算出した延べ517,608人で割ることによって、保険料基準額を算出します。
- その結果、第9期保険料基準額は、月額6,670円となります。

■介護保険料基準額

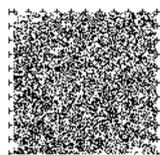
	第8期	第9期	増減		第8期策定時点で推計した第9期保険料
月額	6,600円	6,670円	70円	1.1%	7,500円
年額	79,200円	80,040円	840円		90,000円



■第9期計画における第1号被保険者の介護保険料

段階	対象者	年額	月額	料率	【参考】 (国標準料率)	
1	生活保護受給者	20,040円	1,670円	0.42 ※軽減後 ⇒0.25	(0.455) ※軽減後 ⇒0.285	
	老齢福祉年金受給者 本人の課税対象年金収入額と合計 所得金額の合計(以下「年金収入 額等」)が80万円以下					
2	世帯全員が 特別区民税 非課税 本人の年金収入額等が 80万円超120万円以下	25,680円	2,140円	0.52 ※軽減後 ⇒0.32	(0.685) ※軽減後 ⇒0.485	
3	本人の年金収入額等が 120万円超	49,680円	4,140円	0.625 ※軽減後 ⇒0.62	(0.69) ※軽減後 ⇒0.685	
4	本人が 特別区民税 非課税で 世帯に 特別区民税 課税者が いる場合 本人の年金収入額等が 80万円以下	58,440円	4,870円	0.73	(0.90)	
5	本人の年金収入額等が 80万円超	80,040円	6,670円	1.00	(1.00)	
6	本人が 特別区民税 課税	合計所得金額 120万円未満	85,680円	7,140円	1.07	(1.20)
7		合計所得金額 120万円以上210万円未満	104,160円	8,680円	1.30	(1.30)
8		合計所得金額 210万円以上320万円未満	120,120円	10,010円	1.50	(1.50)
9		合計所得金額 320万円以上420万円未満	136,080円	11,340円	1.70	(1.70)
10		合計所得金額 420万円以上520万円未満	152,160円	12,680円	1.90	(1.90)
11		合計所得金額 520万円以上620万円未満	168,120円	14,010円	2.10	(2.10)
12		合計所得金額 620万円以上720万円未満	184,200円	15,350円	2.30	(2.30)
13		合計所得金額 720万円以上820万円未満	200,160円	16,680円	2.50	(2.40)
14		合計所得金額 820万円以上1,000万円未満	232,200円	19,350円	2.90	
15		合計所得金額 1,000万円以上1,500万円未満	264,240円	22,020円	3.30	
16		合計所得金額 1,500万円以上2,000万円未満	296,160円	24,680円	3.70	
17		合計所得金額 2,000万円以上3,500万円未満	328,200円	27,350円	4.10	
18	合計所得金額 3,500万円以上5,000万円未満	360,240円	30,020円	4.50		
19	合計所得金額 5,000万円以上	392,280円	32,690円	4.90		

※第1～3段階の保険料は、公費負担による軽減を実施しています。



第5節 練馬区における今後の介護保険の状況

- 第9期計画期間には、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年を迎えます。今後、練馬区においては、その世代が80歳に近づく第10期以降にかけても、引き続き要介護認定者の増加が見込まれます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になる令和22年度（第14期）を見据えた中長期的な視点に基づいて計画を定める必要があります。
- このような状況が継続すると、介護給付費も増え続け、第1号被保険者が負担する保険料は、第10期（令和9～11年度）には月額基準額が7,400円まで、第14期（令和21～23年度）には月額基準額が9,400円まで、上昇することが見込まれます。

■介護保険料の基準額の見込み

（単位：円）

	第9期 令和6～8年度	第10期 令和9～11年度	第11期 令和12～14年度	第14期 令和21～23年度
年額	80,040	88,800	94,800	112,800
月額	6,670	7,400	7,900	9,400

- 区は保険者として、介護保険制度の理念である自立支援・重度化防止に基づいて、介護保険制度を適切に運営していきます。被保険者である区民の方には、フレイル予防に取り組み健康維持に努めること、要介護状態になっても能力の維持向上に努めることが求められています。
- 区は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「地域包括ケアシステム」（医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される体制）を深化・推進するとともに、健康づくり・フレイル予防の強化、自立支援・重度化防止の推進、介護給付の適正化に引き続き取り組んでいきます。

